

# 令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和2年11月

東京国税局

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II 主な取組

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1万1千件（前事務年度1万3千件）、着眼調査が4千件（同5千件）であり、簡易な接触の件数は10万8千件（同15万5千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は12万3千件（同17万3千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は7万4千件（同10万9千件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,909億円（同1,963億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,699億円（同1,672億円）、着眼調査によるものは210億円（同291億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は370億円（同616億円）となっており、調査等合計では2,279億円（同2,578億円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、366億円（同301億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは348億円（同278億円）、着眼調査によるものは18億円（同23億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、245万円（同167万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は30億円（同65億円）となっており、調査等合計では396億円（同365億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	12,557		5,423		17,980		155,046		173,026		
	10,989	87.5%	3,938	72.6%	14,927	83.0%	108,393	69.9%	123,320	71.3%	
申告漏れ等の 非違件数	11,048		3,841		14,889		94,553		109,442		
	9,809	88.8%	2,934	76.4%	12,743	85.6%	61,246	64.8%	73,989	67.6%	
申告漏れ 所得金額	1,672		291		1,963		616		2,578		
	1,699	101.6%	210	72.2%	1,909	97.2%	370	60.1%	2,279	88.4%	
追徴 税額	本税	237		20		257		64		321	
		298	125.7%	16	80.0%	314	122.2%	29	45.3%	343	106.9%
	加算税	41		3		44		1		45	
	51	124.4%	2	66.7%	53	120.5%	0.6	60.0%	53	117.8%	
	計	278		23		301		65		365	
	348	125.2%	18	78.3%	366	121.6%	30	46.2%	396	108.5%	
一件 当たり	申告漏れ 所得金額	1,332		536		1,092		40		149	
		1,546	116.1%	532	99.3%	1,279	117.1%	34	85.0%	185	124.2%
	本税	188		37		143		4		19	
		271	144.1%	41	110.8%	210	146.9%	3	75.0%	28	147.4%
加算税	33		5		24		0.1		3		
	46	139.4%	5	100.0%	35	145.8%	0.1	100.0%	4	133.3%	
計	221		43		167		4		21		
	317	143.4%	46	107.0%	245	146.7%	3	75.0%	32	152.4%	

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## (参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、4千3百件(前事務年度6千7百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、2千9百件(同4千8百件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、458億円(同593億円)となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等 30事務年度	元事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 6,712	件 4,250	% 63.3
土地建物等	5,122	2,911	56.8
株式等	1,590	1,339	84.2
② 申告漏れ等の 非違件数	件 4,801	件 2,894	% 60.3
土地建物等	3,595	1,864	51.8
株式等	1,206	1,030	85.4
③ 非違割合 (② / ①)	% 71.5	% 68.1	ポイント ▲ 3.4
土地建物等	70.2	64.0	▲ 6.2
株式等	75.8	76.9	1.1
④ 申告漏れ所得金額	億円 593	億円 458	% 77.2
土地建物等	449	276	61.5
株式等	144	181	126.0
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 884	万円 1,077	% 121.9
土地建物等	877	950	108.3
株式等	905	1,355	149.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が5千件（前事務年度5千件）、着眼調査が1千件（同2千件）であり、簡易な接触の件数は1万件（同1万4千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万7千件（同2万1千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万1千件（同1万5千件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、59億円（同63億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは54億円（同57億円）、着眼調査によるものは4億円（同6億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、95万円（同84万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は6億円（同10億円）となっており、調査等合計では65億円（同74億円）となっています。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	5,448		2,127		7,575		13,735		21,310		
	4,771	87.6%	1,384	65.1%	6,155	81.3%	10,353	75.4%	16,508	77.5%	
申告漏れ等の非違件数	4,317		1,567		5,884		9,045		14,929		
	3,849	89.2%	1,243	79.3%	5,092	86.5%	5,864	64.8%	10,956	73.4%	
追徴税額	本税	47		5		52		10		62	
		44	93.6%	3	60.0%	48	92.3%	6	60.0%	54	87.1%
	加算税	10		1		11		0.8		12	
	10	100.0%	1	100.0%	11	100.0%	0.4	50.0%	11	91.7%	
	57		6		63		10		74		
	54	94.7%	4	66.7%	59	93.7%	6	60.0%	65	87.8%	
一件当たり	本税	87		23		69		7		29	
		93	106.9%	24	104.3%	78	113.0%	6	85.7%	33	113.8%
	加算税	18		6		15		0.6		6	
	21	116.7%	7	116.7%	18	120.0%	0.4	66.7%	7	116.7%	
	105		29		84		8		35		
	114	108.6%	31	106.9%	95	113.1%	6	75.0%	39	111.4%	

- (注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
2 上段は、前事務年度の計数である。  
3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## II 主な取組

### 1 申告漏れ所得金額は395億円・追徴税額は142億円となり、ともに過去最高【富裕層に対する調査状況】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
  - 令和元事務年度においては、1,597件（前事務年度1,932件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,471万円（同1,780万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,546万円（同1,332万円）に比べ1.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は395億円（同344億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は891万円（同401万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の317万円（同221万円）に比べ2.8倍となっています。また、追徴税額の総額は142億円（同77億円）に上ります。
  - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は2,964万円（同937万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の317万円に比べ9.4倍と特に高額となっています。

#### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		元事務年度 対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度			
調査件数	1,932	1,597	82.7%	10,989	
申告漏れ等の非違件数	1,649	1,377	83.5%	9,809	
申告漏れ所得金額	344	395	114.8%	1,699	
追徴税額	77	142	184.4%	348	
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,780	2,471	138.8%	1,546
	追徴税額	401	891	222.2%	317

#### ○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		元事務年度 対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度			
調査件数	373	366	98.1%	10,989	
申告漏れ等の非違件数	316	326	103.2%	9,809	
申告漏れ所得金額	176	273	155.1%	1,699	
追徴税額	35	108	308.6%	348	
一件当たり	申告漏れ所得金額	4,724	7,469	158.1%	1,546
	追徴税額	937	2,964	316.3%	317

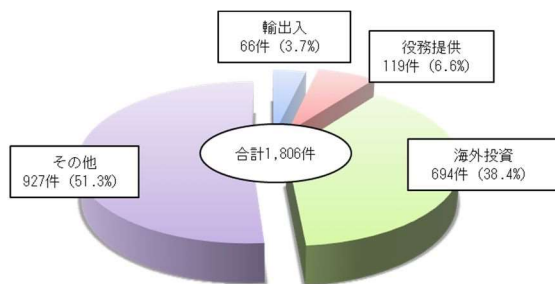
## 2 1件当たりの追徴税額 933万円は調査全体（317万円）の約3倍 【海外投資等を行っている個人に対する調査状況】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
  - 令和元事務年度においては、1,806件（前事務年度2,011件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,270万円（同2,330万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,546万円（同1,332万円）と比べ2.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は591億円（同469億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は933万円（同404万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の317万円（同221万円）と比べ2.9倍となっています。また、追徴税額の総額は169億円（同81億円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		元事務年度 対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		30事務年度	元事務年度		
調査	件数 件	2,011	1,806	89.8%	10,989
申告漏れ等の非違件数	件	1,791	1,669	93.2%	9,809
申告漏れ所得金額	億円	469	591	126.0%	1,699
追徴税額	億円	81	169	208.6%	348
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	2,330	3,270	140.3%	1,546
	追徴税額 万円	404	933	230.9%	317

### ○ 取引区分別の調査状況



(注) ( )内の数値は構成比



- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役員提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 追徴税額はこれまでで最も高い18億円

#### 【インターネット取引を行っている個人に対する調査状況】

- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
  - 令和元事務年度においては、443件（前事務年度414件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、881万円（同1,508万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,546万円（同1,332万円）に比べ0.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は39億円（同62億円）となっています。
  - 1件当たりの追徴税額は408万円（同327万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の317万円（同221万円）に比べ1.3倍となっています。また追徴税額の総額は18億円（前事務年度14億円）に上ります。

#### ○ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		30事務年度	元事務年度		元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
					対前年比	
調査件数	件		414	443	107.0%	10,989
申告漏れ等の非違件数	件		370	406	109.7%	9,809
申告漏れ所得金額	億円		62	39	62.9%	1,699
追徴税額	億円		14	18	128.6%	348
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,508	881	58.4%	1,546
	追徴税額	万円	327	408	124.8%	317



## 4 消費税無申告者に対する1件当たり追徴税額は213万円で過去最高【無申告者に対する調査状況】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、2,053件（前事務年度2,095件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,909万円（同2,795万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,546万円（同1,332万円）に比べ1.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は597億円（同586億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は283万円（同319万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の317万円の0.9倍となっています。また、追徴税額の総額は58億円（同67億円）となっています。

### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、1,743件（同1,961件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は213万円（同195万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の114万円（同105万円）の1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は37億円（同38億円）となっています。

## ○ 無申告者に対する調査状況

### <所得税>

項目	事務年度等		元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度				
調査件数	件	2,095	2,053	98.0%	10,989	
申告漏れ所得金額	億円	586	597	101.9%	1,699	
追徴税額	億円	67	58	86.6%	348	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,795	2,909	104.1%	1,546
	追徴税額	万円	319	283	88.7%	317

### <消費税>

項目	事務年度等		元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	30事務年度	元事務年度			
調査件数	件	1,961	1,743	88.9%	4,771
追徴税額	億円	38	37	97.4%	54
1件当たり追徴税額	万円	195	213	109.2%	114

### Ⅲ 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	
1	経営コンサルタント	5,168	2,212	5
2	太陽光発電	3,921	644	-
3	キャバクラ	3,056	904	4
4	眼科医	2,126	522	-
5	映画、テレビ等俳優	1,799	340	-
6	外構工事	1,787	222	-
7	解体工事	1,615	223	-
8	左官工事	1,578	268	-
9	タイル工事	1,555	238	-
10	清掃業	1,544	250	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成22事務年度		平成23事務年度		平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
1	風俗業	1,919万円	風俗業	3,096万円	風俗業	1,850万円	風俗業	4,351万円	風俗業	3,135万円
2	プロگرامー	1,696万円	パ	1,386万円	とび工事	1,298万円	情報サービス	2,407万円	型枠工事	1,043万円
3	パ	1,228万円	プロگرامー	1,181万円	パ	1,252万円	パ	1,254万円	情報サービス	983万円
4	商工業デザイナー	1,097万円	整形外科医	1,101万円	商工業デザイナー	1,182万円	美	932万円	土木工事	982万円
5	土木工事	1,019万円	特定貨物自動車運送	1,086万円	プロگرامー	1,064万円	プロگرامー	855万円	写真家	958万円

	平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得	業種目	1件当たり申告漏れ所得
1	キャバレー	3,174万円	風俗業	2,211万円	キャバレー	2,283万円	美術こつとう品	3,908万円	経コンサルタント	5,168万円
2	情報サービス	1,595万円	キャバレー	1,807万円	風俗業	2,170万円	保険代理業	2,419万円	太陽光発電	3,921万円
3	司法書士、行政書士	1,374万円	生命保険外交員	1,364万円	漫面家	1,995万円	学習塾経営	2,340万円	キヤバクラ	3,056万円
4	鉄骨、鉄筋工事	1,342万円	プロگرامー	1,245万円	スタンドパー	1,655万円	キヤバクラ	2,269万円	眼科	2,126万円
5	型枠工事	1,334万円	防水工事	1,179万円	宅配	1,575万円	経コンサルタント	2,269万円	映画、テレビ等俳優	1,799万円

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。  
 2 平成30事務年度4位の「キャバクラ」は、平成28事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 3 平成30事務年度5位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。  
 4 令和元事務年度2位の「太陽光発電」は、平成28事務年度まで「その他の製造卸売」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。